

岡行革第45号
平成30年11月22日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫



包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

- | | |
|---------------|------|
| ・平成24年度包括外部監査 | 3項目 |
| ・平成28年度包括外部監査 | 4項目 |
| ・平成29年度包括外部監査 | 19項目 |

以上

平成24年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成30年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	監査項目	指摘	措置内容
1	南区役所総務・地域振興課	阿津農業倉庫用地(その1)	農家組合等への貸付けの経緯を含めて、その詳細が不明。財産の貸付を行う場合には、貸付契約書を締結し、貸付の事実が継続している限り、所管換え等が生じた場合には適切に引継ぎ、管理を行う必要がある。 現況調査等により、農家組合員個人利用である倉庫部分と周辺地域のゴミステーションとして利用されている部分があることが判明したことから、実際の利用者と事実確認を進めたうえで、貸付を継続する場合には、貸付契約書を締結すべきである。	町内のゴミステーションとして利用している部分については、公共性・公益性の観点から、普通財産の無償貸付契約の締結を行うことで、地元町内会の合意を得た。
2	南区役所総務・地域振興課	阿津農業倉庫用地(その1)	貸付料の減免を行うことは、公共性・公益性のあるものに限られるべきであるが、当該貸付財産は個人利用である倉庫部分と周辺地域のごみステーションとして利用されている部分の2つに区分される。このため、個人が倉庫として利用している部分については、貸付料の負担を求める必要がある。	個人が倉庫として利用している部分について、今後の利用意思がないことを確認し撤去してもらうこととした。

平成24年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成30年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	監査項目	意見	措置内容
1	北区役所農林水産振興課	富原ライスセンター用地	<p>農機具利用組合に対し農機具倉庫保管庫等の使用許可を行っている。平成14年3月31日の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限切れ前に行われた当該施設の見直し以降、減免の要否について検討されておらず、使用料の把握もされていない。この見直しは期限が無く、所管部署は使用許可の期間更新のみを行っている状況である。</p> <p>見直しが行われた時とは状況や前提条件が異なっているため、同じ使用料を適用し続けるべきではなく、再度の使用料の見直しを行っていくことが望ましい。</p> <p>見直しにあたっては、地域改善対策の問題は市としての政策的な意向が大きくかわってくることから、減免の要否だけでなく、使用料を徴収することの是非を含めた市全体としての方針を検討することが望ましい。</p> <p>また、これまでのように長期間同様の取扱いがされることを避けるために、その決定が適用される期間を明確にすることが望まれる。</p>	<p>平成30年3月15日までの旧土地貸付契約満了に伴い、平成30年3月16日から31日までの新たな契約を締結し、貸し付け料を徴収することになった。平成30年度からは1年契約の土地貸付契約を締結している。</p>

平成28年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成30年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	監査項目	意見	措置内容
1	医療助成課	【子育て支援制度共通項目】 申請書等様式のダウンロード	＜申請書等様式のダウンロード＞ 児童扶養手当制度の「児童扶養手当新規認定・額改定申請請求書」、ひとり親家庭等医療費助成制度の「ひとり親家庭等医療費受給資格証申請書」及び就学援助制度の「就学援助費交付申請書」について、岡山市ウェブサイトからの申請書のダウンロードを可能とすべきである。	【医療助成課：ひとり親家庭等医療費助成制度】 岡山市ウェブサイトからの申請書のダウンロードについては、ひとり親家庭等医療費助成制度における受給資格証の申請の際、申請者の生活実態の聞き取り等を行って資格要件を確認していることから、必ず窓口での申請をお願いする旨の注釈を添えたうえで可能とした。
2	女性が輝くまちづくり推進課	男女共同参画社会推進センター運営費 (「さんかく岡山」の運営費)	＜施設の修繕＞ 会議室利用者から使用料を徴収しており、また、さらなる利用促進や利用者に快適に使用してもらうことを考えると、傷んだ箇所について修繕・美装を行うべきである。	利用者に快適に使用してもらえるよう、平成30年度予算において、扉等の修繕等を行うこととしている。
3	女性が輝くまちづくり推進課	男女共同参画社会推進センター運営費 (「さんかく岡山」の運営費)	＜見やすいホームページの構築＞ さんかく岡山では、多種多様なイベントを開催しており、多くの市民に利用してもらうためにも、見やすくわかりやすいホームページ構成(例えば、さんかく岡山のホームページを独立のウインドウとして構築する、実際の催し物の画像を掲載するなど)とし、情報発信の間口を広げるべきである。	さんかく岡山をより多くの市民の方に利用してもらうために、ホームページをわかりやすく見やすく工夫するとともに、講座やシアター等の月間予定表を掲載する等、効果的な情報発信を行った。
4	女性が輝くまちづくり推進課	男女共同参画社会推進センター運営費 (「さんかく岡山」の運営費)	＜指定管理者制度の導入の検討＞ さんかく岡山全体(男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」及び男女共同参画相談支援センター)の指定管理だけでなく、男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」のみの指定管理なども検討し、指定管理者制度の導入の検討の可否を今一度行うべきである。	平成29年度の公の施設の点検の結果として、H31.4.1～H36.3.31の管理運営方針を当面は直営とした。今後は、施設の複合化・多機能化、市民ニーズへの対応等施設のあり方を検討することとし、それと併せて最適な管理運営方法を検討する。

平成29年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成30年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	監査項目	指摘	措置内容
1	危機管理室	(2) 応急対策 1.小中学校における災害対応	<指摘事項1 物品の管理状況について> 災害対応品のボックスの中に学校施設利用計画が入っていない学校が3校あった。災害対応品の内容については、追加や更新がなされることが想定される。したがって、危機管理室、各区役所、教育委員会及び各小中学校が緊密に連携し、常に適切な状態を維持する必要がある。	平成30年7月2日実施の調査により、避難所となる全ての小中学校で学校施設利用計画が災害対応ボックスの中に入れてあることを確認した。今後も、定期的に学校施設利用計画を含めた災害対応品を確認していく。
2	危機管理室	(2) 応急対策 7.備蓄物資(危機管理室)	<指摘事項2 備蓄物資の管理状況について> 視察した1箇所の備蓄倉庫において、備蓄物資の数量をカウントした結果、管理台帳の数量と実際の数量が異なっていた。さらに、視察先以外に4箇所の備蓄倉庫においても同様に、数量に差異があった。岡山市では、備蓄物資の数量に変動が生じる都度、残数の確認をしているとのことであったが、徹底されていないことが判明した。 適正な在庫管理をするため、受け払いの記録及び実地棚卸の実施を適切に行う必要がある。また、備蓄倉庫の数量の変動は頻繁に生じないことから、効率化を図るため循環棚卸の実施を検討すべきである。	備蓄物資の数量について、順次、管理台帳との整合性の確認を行い、平成30年9月27日に完了した。今後は引き続き、保存年限に合わせて物資の入れ替えを行う際には、チェックシートにより在庫管理を行っていく。

平成29年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成30年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	監査項目	意見	措置内容
1	危機管理室	総合防災訓練等	<p><意見2 防災訓練に関する情報発信について> 最近・最新の防災訓練を市民に伝えるため、及び岡山市民に防災訓練の重要性を周知するためにも、ホームページという情報媒体を使って、積極的に情報発信を行うべきである。また、適宜、防災訓練関連のページの更新を行うべきである。</p>	<p>平成30年度から水防訓練などの市民が参加したイベントについて、市ホームページを活用し、積極的に情報発信している。</p>
2	経営管理課	(1) 災害予防 3.上水道の耐震化(水道管路耐震化等更新事業、水道施設耐震化等更新事業)	<p><意見8 工事精算書の押印について> 工事精算書への押印は内部規程上必須ではないが、事務負担等を考慮し、不要な押印欄を削除するなど、押印すべきもの、不要なものを明確に選別する必要がある。 また、固定資産台帳に登録した場合は、登録者、登録の確認者がそれぞれ押印して、2重チェックの証跡を残すべきである。</p>	<p>平成30年度工事分から押印欄へ2重チェックの証跡を残すように取扱いを変更した。</p>
3	経営管理課	(1) 災害予防 3.上水道の耐震化(水道管路耐震化等更新事業、水道施設耐震化等更新事業)	<p><意見9 基幹施設における非常用発電設備について> 非常用発電設備がなければ、大災害により電力の供給が停止した場合、全く機能しなくなる可能性があり、支援協定により発電機等の提供までに、災害の混乱等で時間を要するおそれがある。設置予定のない山浦浄水場、川口浄水場、大内浄水場については、機能停止時の影響を鑑みて、小規模でも非常用発電設備の設置を検討する必要がある。また、設置予定の旭東浄水場についても早期の設置が必要である。</p>	<p>旭東浄水場は、電力の2回線受電でリスク分散を行っており、さらなる安定として非常用発電機を計画している。 山浦浄水場、川口浄水場、大内浄水場は移動式発電機での対応を予定している。</p>
4	道路港湾管理課	(1) 災害予防 4.橋梁の長寿命化(橋梁長寿命化対策事業)・橋梁の耐震化(橋梁耐震補強事業)	<p><意見10 変更契約について> 契約時の想定できなかった事項の発生等はやむを得ないが、変更契約は事務手続を要するため、工期等を適切に見積った後に契約するなど、変更契約は少なくすべきである。</p>	<p>平成30年度に担当課から区役所等に通知を行い、担当課長、担当係長を集めた会議において、引き続き発注前に現地の確認や調査を適切に行い変更契約が少なくなるよう説明し、実行するようにした。</p>

No.	担当課	監査項目	意見	措置内容
5	道路港湾管理課	(1) 災害予防 4.橋梁の長寿命化(橋梁長寿命化対策事業)・橋梁の耐震化(橋梁耐震補強事業)	<意見11 契約変更事由の責任の所在について> 一般的に、災害、紛争の発生等極めて異常な状況でない限り、あらかじめ定められた工期期間中にリース機器の日程調整ができなかった受注者に責任がある。 本ケースでは、対象のリース機器が県内に1台しか存在しない特殊な車両であり、日程調整ができなかったものであるが、変更契約の責任の所在については、慎重に対応する必要がある。	平成30年度に担当課から区役所等に通知を行い、担当課長、担当係長を集めた会議において、「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン(岡山市財政局監理検査課)」に基づき、設計変更に係る施工条件を設計図書に明示し、変更契約の際には、責任の所在について引き続き慎重に判断していくよう説明し、実行するようにした。
6	道路港湾管理課	(1) 災害予防 4.橋梁の長寿命化(橋梁長寿命化対策事業)・橋梁の耐震化(橋梁耐震補強事業)	<意見12 15m未満の橋梁の耐震補強の必要性について> 15m以上の橋梁を対象に優先的に補強しているが、防災の観点からはたとえ15m未満の橋梁であっても、緊急活動を支える緊急輸送道路となるものも考えられるため、15m以上の耐震補強が完了し次第、15m未満の橋梁についても、同様に優先順位付けし、順次耐震補強を行う必要がある。	平成30年度に担当課から関係課に通知を行い、担当課長、担当係長を集めた会議において、緊急輸送道路について、15m以上の橋梁の耐震補強を優先的に進め、橋長15m未満の橋梁についても、同様に優先順位付けし、順次耐震補強を行う方針とした。
7	道路港湾管理課	(1) 災害予防 4.橋梁の長寿命化(橋梁長寿命化対策事業)・橋梁の耐震化(橋梁耐震補強事業)	<意見13 課内書類の承認欄について> 押印すべき役職が存在しない等の理由であるため、課内書類の承認欄に押印がなされていないとのことであるが、その場合は押印欄に斜線を引くなど、不要な押印欄であることを明示し、決裁が適切に行われていることを明示すべきである。	平成30年度に担当課から区役所等に通知を行い、担当課長、担当係長を集めた会議において、課内書類の承認欄について、押印すべき役職が存在しない場合には、決裁時に押印欄に斜線を引くよう改善を行い、決裁が適切に行われていることを明示するよう説明し、実行するようにした。
8	消防企画総務課	(1) 災害予防 5.消防署所の適正配置(消防署所適正配置事業)	<意見14 老朽化した消防署所の再整備について> 平成28年度の消防庁舎の耐震化が完了したところであるが、消防署所が災害時に防災拠点としての機能を発揮するには耐震性の確保は最低限の条件であり、より高機能であることが望まれる。南消防署本署等の老朽化した消防署所について、早期に再整備すべきである。	平成30年4月1日に「岡山市消防局個別施設計画」を策定し、計画的、持続的な消防庁舎整備を進めている。 南消防署整備については、「個別施設計画」の整備時期を早めることとし、今年度6月から南消防署新築移転について検討委員会を6回開催し、「新南消防署基本構想」を作成した。
9	庁舎管理課	(1) 災害予防 10.市役所本庁舎の耐震化と地震対策	<意見17 市役所本庁舎の地震対策について> 市役所本庁舎の耐震化がすぐにはできない現状において、地震時の被害軽減のためにガラス飛散防止対策と什器類の固定推進について早期に実施すべきである。	危機管理室と共同で、局区室主管課長会議等を通じ、什器類の固定や、高い所に重量物を置かないなど、各職場での環境整備を徹底するよう地震対策推進の周知を図った。また、現在、「安全・安心、災害に強い庁舎～防災拠点の整備」を基本理念のひとつとして、本庁舎整備等基本構想策定作業を進めている。

No.	担当課	監査項目	意見	措置内容
10	建築指導課	(1) 災害予防 12.住宅・建築物等耐震改修(住宅・建築物耐震改修等補助事業)	<意見18 住宅の耐震化の進捗と制度の利用率について> 耐震診断補助事業、耐震改修補助事業ともに実績率(実績値/予算)が低い。過去の耐震化率の達成状況は、平成27年度を除き概ね1年で1ポイントの上昇であり、平成32年度末での目標達成が難しい状況であることから、広報活動の見直しを行う等、利用実績を向上させる必要がある。	今年度から利用しやすい補助制度となるよう代理受領制度を導入し、耐震化の必要性についても広報紙等での周知啓発に努めている。今後も引き続き利用実績向上のための普及啓発に努めていく。
11	建築指導課	(1) 災害予防 13.空家対策(空家等適正管理支援事業)	<意見21 制度の利用率について> 本制度は、現状の老朽危険度だけでなく、将来の老朽危険度についても、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の判断基準を設け調査しているが、全体的に予算に対して制度の利用実績が低い。制度利用をより一層促進し、老朽危険度の高い空き家の減少を図る必要がある。	補助制度については、市広報紙やホームページ上で周知してきており、平成29年度度から実施している老朽危険度の高い空き家所有者への文書等による啓発を継続し、補助制度の活用促進に努めた。また、より利用しやすい補助制度になるよう平成30年度から代理受領制度を導入した。
12	予防課	(1) 災害予防 15.火災報知機の設置(住宅用火災警報器の設置推進事業)	<意見23 住宅用火災警報器の設置推進について> 広報による啓発や戸別訪問による設置推進を図る必要がある。また、住宅火災における死者数の約7割が65歳以上の高齢者とされていることから、戸別訪問の対象を優先的に高齢者世帯とすることを検討すべきである。	啓発の強化を図るためホームページに暖房器具の使用に関する注意喚起を掲載し、従来から行っている戸別訪問を住宅用火災警報器の設置効果を強調した指導とすることで設置推進を図った。 また、高齢者世帯への対策としては、全民生委員に対して高齢者宅訪問時に住宅用火災警報器設置、維持の声掛けを依頼し、老人クラブ広報紙に住宅用火災警報器の啓発記事を掲載した。
13	企画総務課	(2) 応急対策 5.水道局応急対策	<意見32 応急給水場所の認知度について> 平成26年度「岡山市水道に関する意識調査」の結果、応急給水場所の認知度は10%未満であり、低いと言わざるを得ない。大規模災害発生時は通信機器の障害等により、災害発生後に応急給水場所を調べる方法が制限されている可能性がある。より一層の応急給水場所の認知度を上げる広報が必要である。	「水道局だより」(市民のひろばおかやまに同封して市内全戸配布)、ホームページ、小学校等での水道出前講座、地域防災訓練や水道フェアなどの局のイベントでのPRに加え、SNSの活用、コレクションカードである「おかやま水道カード」へ掲載するなど周知に努めている。 ※「水道局だより」では平成29年12月、平成30年7月と連続掲載。

No.	担当課	監査項目	意見	措置内容
14	危機管理室	(2) 応急対策 7.備蓄物資(危機管理室)	<意見39 岡山市防災マニュアルの管理について> 岡山市防災マニュアルは管理簿にて使用の都度、記入日、記入者、使用数量、使用先、残高を記載しているものの、10冊等まとめて配布した場合が多く、日々の業務において市民に1冊配布した場合等については、記載していない場合がある。棚卸は月に1回を目安に行っており、棚卸の結果、帳簿残高2,448冊から実際残高287冊と大幅に修正されている月が確認された。適切に管理簿を管理する必要がある。	平成29年度に指摘を受けてから配布冊子の管理簿への記載を徹底し、毎月末に在庫数量を確認している。
15	下水道河川計画課	(2) 応急対策 8.備蓄物資(下水道河川局)	<意見40 備蓄品の管理台帳について> 備蓄品は岡山市の資産であるため、入出庫の都度、日付、物品、使用目的、氏名を記載した管理簿を作成の上、管理し、定期的に棚卸を実施する必要がある。	備蓄品の管理台帳を整備し、平成30年5月10日に備蓄品の数量を確認した。今後各水防倉庫資材確認時に合わせ、棚卸を実施する。
16	企画総務課	(2) 応急対策 9.備蓄物資(水道局)	<意見41 備蓄品の入出庫管理について> 備蓄品は岡山市の資産であるため、入出庫の都度、日付、物品、使用目的、使用者名を記載した管理簿を作成の上、管理する必要がある。	平成30年度から現地へ管理簿を設置し、管理している。
17	危機管理室	(2) 応急対策 11.備蓄物資(アレルギー用食品の備蓄)	<意見43 避難所登録カードの記載内容について> 全ての食物アレルギーについて、備蓄で対応することは現実的には困難である。したがって、避難所運営にあたりアレルギー体質の避難者に的確に支援を行うため避難者の状況を十分に把握しておく必要がある。しかし、岡山市の避難所登録カードの様式にはアレルギーの項目や文言が無いため、記載内容の見直しを検討する必要がある。	平成29年度に避難所登録カードの記載内容の見直しを行い、アレルギーの項目や文言を補足修正を行った。災害対応品(避難所運営セット)の中の旧様式と差し替えを行った。

岡教企第303号
平成30年11月22日

岡山市監査委員 様

岡山市教育委員会



包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

- | | |
|---------------|-----|
| ・平成27年度包括外部監査 | 3項目 |
| ・平成29年度包括外部監査 | 3項目 |

以上



平成27年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成30年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	監査項目	指摘	措置内容
1	就学課	全体15 学校給食費は適正か	本市は、給食費の就学援助は給食費の半額であるところ、他の政令市では全額就学援助で手当てされる市もある中で、低所得者については給食費を全額就学援助で手当てして、学校が就学援助を預かって支払いすることにより、給食費の未収のリスク自体を軽減すべきである。	就学援助の学校給食費について、他都市の状況等を調査し、受益者負担と保護者負担の軽減の面から検討してきた中で、全額支給とすることは、保護者負担の軽減となり、また、未収のリスクの軽減にも一定の効果があるとは認識している。ただし、実際に全額支給とするには多額の費用を要することから、現状での対応は困難である。
2	保健体育課	全体18 本市の一般財団法人岡山市学校給食会に対する関与は適正か	一般財団法人岡山市学校給食会は本市や本市の学校との関わりが深い、あくまでも本市の外部の法人であるので、本市の学校が一定の手数料を支払う以上は、その根拠を明確にすべく、当該法人の業務と本市の支払う手数料等を明記した契約を締結すべきである。	一般財団法人岡山市学校給食会と学校給食用物資を購入する各校長は、平成30年度から事務手数料等の物資の取引に係る基本的事項を明記した契約を締結した。

平成27年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成30年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	監査項目	意見	措置内容
1	就学課	全体26 スクールバス事業は効率的か	建部町のスクールバス事業は、1人当たりの金額が566千円と突出しており、しかも人数が13人である。 合併の際の諸事情があるにせよ、13人の生徒に1人当たり566千円のスクールバス事業の経費をかけるのは公平を失うので、バス事業を縮小して経費を削減するか、保護者による送迎当番制を実施する、タクシーの活用を検討する等、改善を検討すべきである。	建部地区のスクールバス事業は、効率的で安心安全な方法を検討したうえで、平成30年度から車両をバスからタクシーに変更して事業を実施している。

※補足情報(学校園名等)

建部地区スクールバス実施校(2校のみ)

- ・建部中
- ・福渡小

平成29年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成30年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘】

No.	担当課	監査項目	指摘	措置内容
1	教育企画総務課	(2) 応急対策 1.小中学校における 災害対応	<指摘事項1 物品の管理状況について> 災害対応品のボックスの中に学校施設利用計画が入っていない学校が3校あった。災害対応品の内容については、追加や更新がなされることが想定される。したがって、危機管理室、各区役所、教育委員会及び各小中学校が緊密に連携し、常に適切な状態を維持する必要がある。	平成30年7月2日実施の調査により、避難所となる全ての小中学校で学校施設利用計画が災害対応ボックスの中に入れてあることを確認した。今後も、定期的に学校施設利用計画を含めた災害対応品を確認していく。

平成29年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成30年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見】

No.	担当課	監査項目	意見	措置内容
1	教育企画総務課	(2) 応急対策 1.小中学校における災害対応	<p><意見27 災害対応品の所在について> 災害対応品は、避難所運営にあたって極めて重要なものであり、避難所開設を行うと想定される者が容易に手にすることが出来る必要がある。したがって、プレートなどにより災害対応品の所在を明示すること、自主防災組織の参加者などにその所在を伝達しておく必要がある。</p>	平成30年7月2日実施の調査により、避難所となる全ての小中学校で災害対応品の所在を明示していることを確認した。
2	教育企画総務課	(2) 応急対策 7.備蓄物資(危機管理室)	<p><意見35 備蓄物資の所在について> 岡山市教育委員会作成の震災対応マニュアルでは、学校施設利用計画に備蓄物資の所在を明示することが要求されていない。視察により、自主的に備蓄物資の所在を学校施設利用計画に記載している学校があることが判明したが、一部の学校にとどまっている。 大規模災害の発災時には、学校教員などが学校施設に行くことが困難な場合や情報伝達が困難な場合が想定される。したがって、備蓄物資の所在を学校施設利用計画で明示すべきである。</p>	平成30年7月2日実施の調査により、備蓄物資を配備している学校は、その所在を明記した学校施設利用計画を作成していることを確認した。また、これから新たに備蓄物資を配備する学校についても、備蓄物資の所在を明記するように周知していく。